

新潟県宅建業協会と連携した空家情報活用について

【資料5】

新潟県宅地建物取引業協会と佐渡市が覚書を締結し、活用が見込まれる空家の情報を所有者が同意のうえ不動産業者へ提供することにより、**空家の積極的な流通を図る。**

- ① **【所有者】** 空家情報の提供について同意のうえ、連絡先や今後の意向等の情報を市に提供。
- ② **【佐渡市】** 空家情報および所有者から得た情報を県宅建協会へ提供。
- ③ **【県協会】** 提供を受けた情報を新潟支部佐渡ブロック会員へ共有。
- ④ **【支部会員】** 情報提供から**30日以内に媒介を希望するか意思決定**し、県協会へ報告。
→60日以内に所有者へ接触し、アドバイスや売買の仲介等を行う。
※仲介が成立したものは佐渡市空き家バンクへ登録
- ⑤ **【県協会】** 情報提供を受けた空家等についてとりまとめ、**90日以内に佐渡市に進捗を報告。**

⇒令和5年3月以降 40件の空き家情報を提供
(空き家バンク登録1件)
(成約2件)